**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第384号）**

**〔　産業廃棄物収集運搬業に係る実績報告書不存在による非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和５年10月５日）**

**第一　審査会の結論**

　　　諮問実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和３年12月１日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

産業廃棄物収集運搬業許可　大阪府　第〇〇〇号の実績報告書

　２　同月13日付けで、実施機関は、本件請求に対し、「対象となる文書が存在しないため」という理由を付して、条例第13条第２項の規定により不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

　３　同月14日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　産指第1740号による非公開決定処分は、条例にもとづき公開すべき文書を公開していないので処分取消の上、非公開に成っている文書の公開を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１　審査請求書における主張

　　　本件は「産業廃棄物収集運搬業許可大阪府第〇〇〇号の実績報告書」の公開を求めたものである。申し添えると上記の実績報告書の許認可権者への提出は処理業者に対して法令で義務付けられたものであるので許認可権者で有る大阪府に書類が無いとは考えられない。

　　　付け加えれば、審査請求者は別件で上記「産業廃棄物処理業者第〇〇〇号」に関する書類の情報公開請求を行っているが令和３年12月13日付で「決定期間延長通知」が来ているので、文書が存在しないとは思えない。

２　反論書における主張

弁明書の非開示理由は不合理であり具体的かつ客観的ではないので例外で有るべき非開示の理由に該当しない。

（１） 実施機関の非開示理由は「産業廃棄物収集運搬業者・・・・実績報告書」が法的に義務付けられてないことを不存在理由にしているが、法的義務付の有無即ち文書の不存在とは限らない。

さらに21.12.14日産業廃棄物指導課のＡ氏が審査請求人へ審査請求を促した時に上記の様な理由は一切示されていなかった。

（２） 審査請求人の居住している大阪市では産業廃棄物収集運搬事業者の積替え保管実績の報告を求めている（別添資料１ 省略）

（３） 更に、当該廃棄物処理事業者は大阪府におけるフロンの回収処理事業者であるので第１種フロン類充てん回収業者の変更・廃業の届出書、フロン類充てん量及び回収量等報告書も存在するはずである。

　　　　 何故ならば、事業者のホームページには、第一種フロン類充塡回収業の許可を受けていると記載が有る。

　 処分業

　　　 　産業廃棄物処分業許可証　東京都知事許可　第〇〇〇号

　　　　 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可　第〇〇〇号　東京都

　　　　 小型家電リサイクル法　認定番号　第〇〇〇号

　　　　 第一種フロン類充塡回収業

　　　　 東京都/神奈川県/千葉県/群馬県/長野県/新潟県/福島県

　　　　 大阪府/京都府/岡山県/福井県/富山県

　　　 　産業廃棄物収集運搬業

　　　　 産業廃棄物収集運搬業許可　大阪府　第〇〇〇号

　 （４） 実施機関の主張が認められれば、公文書にかかわる歴史的事実が隠されてしまい、国民による検証が出来なくなるうえ、公務員が自らの行為に責任を持てなく成ってしまう。

実施機関は公共の利益の観点からも、より透明度の高い施策を確保する為公文書を余すことなく積極的に公開すべきである。

　　（５） 以上の理由から、実施機関の「弁明書」は法令の規定だけを理由にして不開示理由を述べているだけであるから、実施機関が全ての情報を開示しなければ、条例に違反するだけでなく著しく社会正義に反する。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

　　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明書における主張

1. 弁明の理由

　　　 請求のあった「産業廃棄物収集運搬許可大阪府第〇〇〇号の実績報告書」に関する書類について、産業廃棄物収集運搬業者に対して、許可権者への提出を義務付ける法令の規定はなく、また、その他本府から報告を求めたこともないため、存在しない。

　（２）結論

　　　 以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

３　実施機関説明における主張

　　審査請求人が法的義務の有無が即ち不存在の理由にならないと主張する点に異論はないが、本件請求において求める産業廃棄物収集運搬業者（以下「本件事業者」という。）に対しては、法的義務の有無に関わらず、何らかの報告を求めたことがないため、審査請求人が求める実績報告書は存在しない。

　　また、大阪市は、産業廃棄物の積替え・保管を含む産業廃棄物収集運搬業者に係る産業廃棄物の積替え・保管実績報告書の提出を求めているが、当該実績報告書はあくまで任意の提出書類とのことである。

府では、大阪市のように産業廃棄物に係る積替え・保管実績の報告書は求めていない。かつ、本件事業者は積替え・保管を含む産業廃棄物収集運搬業者ではない。

　　なお、本件事業者は、フロン類の仕様の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づく第一種フロン類充塡回収業者として、フロン排出抑制法に基づく報告書は提出しており、存在しているが、本件請求が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第１項に定める産業廃棄物収集運搬業に係る行政文書を求めるものであることから、フロンに関する報告書は本件請求の対象外であるとした。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の構成な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　　実施機関は、本件請求に記載されている許可番号が廃棄物処理法第14条第１項の産業廃棄物収集運搬業に係る許可番号であるため、本件請求は、廃棄物処理法に基づく実績報告書であると特定したと主張する。

また、実施機関は、廃棄物処理法は産業廃棄物収集運搬業者に対し一律に許可権者への報告を義務付ける規定がなく、産業廃棄物収集運搬業者に報告を求めることができる規定は、廃棄物処理法第18条第１項に基づく都道府県知事等による報告の徴収であり、本件事業者に対しては、同項に基づく報告の徴収は実施していないため、実績報告書に関する書類は存在しないと主張する。

さらに、実施機関は、大阪市が産業廃棄物収集運搬業者に対して産業廃棄物積替え・保管実績の報告を求めていることを根拠として、府に本件対象文書が存在するとの審査請求人の主張に対し、大阪市の報告書の提出の求めは任意で行われているものであり、府では同種の報告は求めていないと主張する。

　　　これらの主張について検討するところ、廃棄物処理法第18条は都道府県知事等が廃棄物処理法に定める権限の範囲内において必要に応じて廃棄物の処理等に関し、必要な報告等を事業者等から求めることができるものである。

また、当審査会にて大阪市のホームページを確認したところ、「大阪市内で排出および処理された産業廃棄物の実態について把握し、今後の大阪市の産業廃棄物行政の基礎資料とするために、毎年度、実績報告書の提出を求めています。」として、産業廃棄物の収集運搬業者（積替え・保管を行うものに限る。）に対し報告書の提出を求めており、これは大阪市における独自の行政指導であると確認できる。

これらの状況を踏まえれば、本件対象文書が存在していないという実施機関の説明に特段の不自然な点を認めることはできない。

　　　なお、審査請求人は、本件事業者はフロン回収処理事業者であり、フロン排出抑制法に基づく報告書等が存在し、本件請求に係る対象文書である旨を主張するが、本件請求に係る対象文書は廃棄物処理法に基づく実績であることは明確であり、フロン排出抑制法に基づく報告書が本件請求の対象文書には該当しないことから、審査請求人の主張は認められない。

３　結論

　　　以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

　　（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　魚住　泰宏、的場　かおり、海道　俊明、近藤　亜矢子